

漁業者等（個人またはグループ）の多角経営化に向けたビジネスプラン構築に関する講座等業務 仕様書

1 目的

本県漁業者の所得向上による漁村地域の活性化に向け、漁業者等（個人またはグループ）による多角経営化ビジネスプラン構築のため、対話による漁業者からの情報収集や、必要な講座を実施するとともに、多角経営化ビジョンの明確化や、ビジネスプランの方向付けを支援する。

2 委託業務名

漁業者の多角経営化に向けたビジネスプラン構築に関する講座等業務

3 業務委託期間

契約日から令和7年3月25日（火）まで

4 委託業務の内容

- (1) 漁業者等（個人またはグループ）の多角経営化に向けたビジョン策定に関する業務
 - ア 漁業者等（個人またはグループ）と対話しながら、漁業者等による多角経営化のビジョン取りまとめに向けた情報収集を行う（4地域（東青、三八、西北、下北地域県民局単位。以下同じ）×1回 計4回）。
 - イ (2)の実施までの間に、アの情報を基に漁業者等（個人またはグループ）の多角経営化ビジョン策定の支援のため、ビジョン案を取りまとめる。
- (2) 漁業者等（個人またはグループ）のビジネスプラン構築に向けた講座実施業務
 - ア (1)で策定した多角経営化ビジョンを基に、漁業者等の（個人またはグループ）のビジネスプラン構築に資する講座を実施する（4地域×1回 計4回）。
 - イ ビジネスプラン構築に必要な情報（先進地事例、マーケティング情報、経営戦略等）を収集し、漁業者等（個人またはグループ）に情報提供する。
 - ウ (3)の実施までの間に漁業者等（個人またはグループ）のビジネスプラン素案を取りまとめる。
- (3) 漁業者等（個人またはグループ）のビジネスプラン素案の中間検討会の実施と、評価への対応業務
 - ア 漁業者等（個人またはグループ）のビジネスプラン素案の中間検討会を開催する（4地域×1回 計4回）。

イ (4) の実施までの間に、個別の漁業者等（個人またはグループ）のビジネスプラン素案に中間検討会での評価・意見を反映させた原案をとりまとめ、ビジネスプラン構築を支援する。

(4) ビジネスプラン発表会を実施

ア 各漁業者等（個人またはグループ）によるビジネスプランの発表会を実施する（4地域合同、1回）。なお、発表資料については作成を支援する。

イ (1)～(3)で実施した内容をもとに、漁業者等（個人またはグループ）が構築したビジネスプランを評価し、報告書として提出する。

(5) 報告書の作成

本業務の報告書を電子データで作成する。

(6) 実施に向けた県との打ち合わせ

ア 講座内容、実施方法の検討のため、契約締結後3週間以内に打ち合わせを実施する（オンライン可）。

イ 各回の講座終了前後に、講座内容に関する打ち合わせを実施する。

5 その他

本業務委託仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議する。

6 提出物

(1) 報告書

紙媒体及び電子データ（電子データはメール提出可）

(2) 契約書に基づいて提出する書類と期限

① 完成届（業務を完了したとき）

② 請求書（検査結果通知後）

7 提出先 青森県農林水産部水産局水産振興課